

第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 建物

改 正 後	改 正 前
<p>(放射線を直接受けるもの)</p> <p>2-1-16 別表第一の「建物」に掲げる「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、放射性同位元素の使用等に当たり、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）に定める使用許可等を受けた者が有する放射性同位元素の使用等のされる建物のうち、同法第3条（使用の許可）又は第4条の2（廃棄の業の許可）に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設として同法に基づく命令の規定により特に設けた作業室、貯蔵室、廃棄作業室等の部分をいう。</p>	<p>(放射線を直接受けるもの)</p> <p>2-1-16 別表第一の「建物」に掲げる「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、放射性同位元素の使用等に当たり、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）に定める使用許可等を受けた者が有する放射性同位元素の使用等のされる建物のうち、同法第3条（使用の許可）又は第4条の2（廃棄の業の許可）に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設として同法に基づく命令の規定により特に設けた作業室、貯蔵室、廃棄作業室等の部分をいう。</p>

二 構築物

改 正 後	改 正 前
<p>(放射性同位元素の放射線を直接受けるもの)</p> <p>2-3-18 別表第一の「構築物」に掲げる「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」の「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第3条（使用の許可）又は第4条の2（廃棄の業の許可）に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設の設置のため必要な遮へい壁等をいう。</p>	<p>(放射性同位元素の放射線を直接受けるもの)</p> <p>2-3-18 別表第一の「構築物」に掲げる「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」の「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）第3条（使用の許可）又は第4条の2（廃棄の業の許可）に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設の設置のため必要な遮へい壁等をいう。</p>